

第二十三部

(三八二)

第一回 参議院決算、労働連合委員会會議録第八号

付託事件

○國家公務員法案(内閣送付)

○國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十月十日(金曜日)午後二時七分開始

○國家公務員法案

○委員長(下條廣重君) 委員会を開会いたします。前回の質疑を続けたいと思います。前回は第一章、第二章が大体済んだように思いますので、今度は第三章第一節通則並びに第二節職階制のところまで、即ち第二十七條乃至第三十二條、これは相当問題ではないかと思ひます。この点を纏めて御質疑を願ひたいと思ひます。先ず政府委員の説明を願ひます。

規定いたしておるわけでありまして。先ず公務員の地位になり、或いはなつてからすべて平等に取扱われる、いわゆる門閥とか学閥とか、或いは男女非常に差別をつけるとかいうような差別がないという大きな原則を書いております。それから「情勢適應の原則」というものを置きまして、時々刻々機動的に安当であるようなことによつて運用されなければならぬ。そういう趣旨でこの法律が動かされるということを目的としておる大きな原則を掲げております。

それから職階制、これが従前の官吏制度を根本的に変えまして、職階制を基礎にして、これによつて資格、分限、給與その他をやつて行こう。その職階制というものはどういうものかというところを第二節に書いておる次第であります。職階制につきましましては前から度々御質疑もございましたし、又説明もありましたから略さして頂きたいと思ひます。それで人事院規則でございしますが、三十條の二項に「人事院規則でこれを定める」という條文がございしますが、これは三十三條の二項にもございします。その他根本基準の次に大抵こういう條文を置いておるのであります。これは法制局長官から御説明したかと思ひますが、法律の実施規定を定める、それは憲法によりまして、この憲法の條項、又は法律の條項を実施するために政令が発することができると書いてありまして、別段の規定を置きませんと政令によつて実施規定を書いて行くことになるのであります。

規定のある部分でございします。併しながら憲法の條文それ自体といたしましては政治的、経済的、社会的、こういう言葉がございまして、当然その中には公務員関係が含まれるとは存じますが、公務員関係が入れないというように誤解を生ずる虞のないように、ここに再び書いた次第でございします。それからもう一つこの狙つておりますところの効果を、これは官職の基準の一番初めに日本國民の平等取扱の原則というものを高い調子でここに一つ書いて置くということがやはり効果を生ずるであらう。こう考えた次第であります。

○北村一男君 私は始終あなたの方に御注文しておるのですが、一体この法律は誰に読ませるのか。こういう目的を以て書いたのか。私は各委員会に出て質問するのですが、こういうものは役人が読む法律でなくて、國民が読む法律であります。こういうものを書くことによつて非常に複雑になる。そういうことを書く理由は僕は必要がないと思ひますが、御見解をもう一遍お伺ひしたいのです。

○政府委員(淺井清君) 憲法の條文と、この條文とは全部違つた法典として國民に與えられておりますから、或場合においてはこれをこちらの方へ取入れることが複雑になるのではなくして、却て國民に読む上に便宜を與えて、その觀念を明確ならしめるものと存じます。

○北村一男君 これから先は見解の相違であります。兎に角法文は成るべく簡単に分るようにして頂きたいというところは私は希望して別にお答を求めません。

○中野重治君 今の政府委員のお答を認めるとして、第二十七條の中で「人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない」ということが書かれておりますが、人種、信條、性別、社会的身分、門地によつて差別されてはならないことは、大體今日では常識になつておると思ひます。常識になつておることが言葉で表現されることは差支ないのですが、憲法との關係において特に重大な、政治的見解によつて差別されないというところが、ここに除外されておるのはどういふわけかということをお聴きたい。人種、信條、性別、社会的身分又は門地という他に政治的見解というものが入るのが當然でしよう。人種、信條、性別、社会的身分、門地ということが仮令省かれても、政治的見解によつて差別されてはならないということとを力を入れて表現されねばならない。ところがこの法案を見ますと、こういう点が抜けていて、先日も問題になりました人格が高潔で、とかいうことが書かれておる。そういうことのバランスの点から、更にここに政治的見解ということが抜けておることが、大きなウエイトを持つて響いて来るわけですが、兎に角今のお答を基本的に承認するとしても、尙且ここに政治的見解によつて差別されてはならないという明確な規定が取除かれて

○委員長(下條廣重君) 委員会を開会いたします。前回の質疑を続けたいと思ひます。前回は第一章、第二章が大体済んだように思いますので、今度は第三章第一節通則並びに第二節職階制のところまで、即ち第二十七條乃至第三十二條、これは相当問題ではないかと思ひます。この点を纏めて御質疑を願ひたいと思ひます。先ず政府委員の説明を願ひます。

○政府委員(井手成三君) 先月に引続きまして簡単に御説明をいたしまして、後は御質問にお答えさして頂きたいと思ひます。第三章以下は、この國家公務員の職に如何なる方法で入つて来るか、入つてから如何なる方法でこれが取扱われるか。その地位に就いたものはどういふような待遇を受け、どういふような身分上の取扱があるか。それからどういふ場合にやめるか、やめた後にどういふ恩典を受けるかという、これが実体の規定を定めておるものでございします。先ず只今問題になります第一節、第二節であります。定を書いて行くことになるのであります。

○北村一男君 この二十七條などは、これは憲法にこういう規定があると思ひますが、こういうものをわざ／＼こへ持つて来て、この法律を複雑にしなければならぬという理由は一切どこにあるか。御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 御答へいたします。お説のように本條は殆ど憲法に

○北村一男君 これから先は見解の相違であります。兎に角法文は成るべく簡単に分るようにして頂きたいというところは私は希望して別にお答を求めません。

○中野重治君 今の政府委員のお答を認めるとして、第二十七條の中で「人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない」ということが書かれておりますが、人種、信條、性別、社会的身分、門地によつて差別されてはならないことは、大體今日では常識になつておると思ひます。常識になつておることが言葉で表現されることは差支ないのですが、憲法との關係において特に重大な、政治的見解によつて差別されないというところが、ここに除外されておるのはどういふわけかということをお聴きたい。人種、信條、性別、社会的身分又は門地という他に政治的見解というものが入るのが當然でしよう。人種、信條、性別、社会的身分、門地ということが仮令省かれても、政治的見解によつて差別されてはならないということとを力を入れて表現されねばならない。ところがこの法案を見ますと、こういう点が抜けていて、先日も問題になりました人格が高潔で、とかいうことが書かれておる。そういうことのバランスの点から、更にここに政治的見解ということが抜けておることが、大きなウエイトを持つて響いて来るわけですが、兎に角今のお答を基本的に承認するとしても、尙且ここに政治的見解によつて差別されてはならないという明確な規定が取除かれて

○北村一男君 これから先は見解の相違であります。兎に角法文は成るべく簡単に分るようにして頂きたいというところは私は希望して別にお答を求めません。

おる。又政治的見解という語を、ここに「明確に擁護することに反対の意向を持つておられるかどうか。若し反対の意向を持つておられるとすれば、その理由は何かあるか伺いたいと思ひます。」

○政府委員(淺井清君) お答えいたします。第二十七條は憲法第十四條をその儘受けて参ることを妥当と考えたものでございまして、御承知のごとく十四條には、「人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。」とございまして、それと受けて参つたのでありまして、只今お示しの政治的見解というものは、この「信條」の中に入つてよろしいものと存じております。尙政治的見解によつて區別されな

いということとは、固より当然のことでありまして、その点は全く御同感でございます。

○中野重治君 そうしますと、信條というものは宗教上の信條と政治上の信條とを含めて、或いはその他これに伴うものを含めて、ここに言葉として書き表わされたものと取つてよろしいと思ひますが、そうする場合、日本の現狀における信條の自由の問題と、政治的立場の自由の問題を明かにすることが妥当であると思はれる。実情上、信條という言葉はその儘の形で残すとしても、その次、或いはその前に政治的見解というものをはつきり入れる方が憲法第十四條ですか、今政府委員の引かれたものをこの法律の條文として書き表わされるには、その方が妥当であると思ひますが、お考はどうですか。

○政府委員(淺井清君) 誠に御同感の

御意見でございますが、私共はここに特に政治的見解の相違というところを書きませんでも、それでよろしいというふうな考へておつた次第であります。決して御見解に反対の趣旨を持つておるものではございません。ただ問題は、これを書かなければそれ程不安であるかどうかという現狀に対する見解の相違だと思ひますが、御見解の点は全く議論のないうところだと私は存じております。

○中野重治君 同じことをもう一度繰返すやうで済みませんが、第二十七條に關する限りにおいては、今の御答へで或る程度私も満足できますが、他の條文において、やはり同じことの繰返しになります。公務員法案は、能率増進のためだとか、或いは人事官は人格高潔でなければならぬとか、さういふふうなことが、一方では無益に頻りに使われておる。それに比べれば、ここで政治的見解ということをはつきりすることは一層必要になる。さういふふうな考へます。つまり仮に前に人格高潔でなければならぬというふうな言葉があつてそれを法文に残すとすれば、尙更ここではその点をはつきりさせることが必要になる。さういふうに釣合上も考へられますが、さういふ釣合の点についてはどんなふうにお考へになるでしょうか。

○政府委員(淺井清君) これは見解の相違と申す外にないのでありますけれども、前の人事官云々の資格におきましては、この人事官というものが初めて現われる制度でありますから、特にインストラクティブな若干のものを入れる方が妥当と存じておる次第でございますが、第二十七條の方は、これは憲

法の建前から申しまして、最早御論旨の点は當然だと思ひます。その点から、そこでこの通りに相成つておるのでございまして、決して御見解に反する立場にあるものではないと思つております。

○中野重治君 その問題についてもう一つだけお尋ねしたいと思ひます。インストラクティブということとは、よく意味合は分りますけれども、實際問題として考へますと、人格高潔といううなことは、本當はインストラクティブな意味を裏切つては表わさないと思ひます。併し仮に高潔なる人格ということを書くことすら、指導的な意味、新しい行政機構ができるにつれて指導的、教育的な意味を持つとすれば、第二十七條では尙更政治的見解という言葉をはつきり入れることこそ、前の方の條文に照し合せてそのインストラクティブな点を表わすことになるだらう。又ならざるを得ない。さういふふうな考へます。それですから、むしろ人格が高潔で、さういふうなことを書くことは、あまりインストラクティブでないと思へますが、それが仮にインストラクティブであるとすれば、その精神を第二十七條へ活かして、そこで信條というふうなもの、理解の仕方において、まだまだ日本人は一般に不明瞭なものですから、尙更ここで政治的見解ということをはつきり言葉としても表現して入れておく方がインストラクティブな点を本當に活かす方式だと、さう私は考へますが、その点についてどう考へておられるか。

○政府委員(淺井清君) どうもこれ以上は見解の相違で、お答のいたしやうがございませぬですが、御論旨はまことに御同感でございます。ただ立法技術上、憲法の條文を受ける關係もございまして、これでよろしいかと考へておつたわけでございます。御論旨は十分尊重するべきものと存じます。

○山下義信君 第二十九條に關連をいたしまして、この職階制並びに等級別に關する大體の御構想を伺いたたいのでございまして。つまり職階別、幾種類ぐらゐの職階別になりますか。お見込でございませうか。尙職階制に關します実施について、必要なことは、第三十條によりますと、人事院の規則の方でお定めになるやうであります。この職階に伴います……どう申して宜しうございませうか、能率に關連しますことまでもお触れになりますか。さういふことは又別のところで、何かできるのでございませうか。職階制に關する規則のところ、職階に伴うエフィシエンスの点まで触れてお定めになるのでありませうか。承りたい。且これは齊藤國務相にお伺ひしたいと思ひますが、この職階制がいよいよできま

すといううと、私共これは實に國期的な制度であると存じまして、その効果につきますもかなり期待を掛けておるのでございまして、今申しますやうな職務の取扱ひ方、取り運び方というものが、非常に能率的にうまくできますれば随分諸官廳の行政事務というものが、非常に捗つて参るやうになるのではあるまいか。固よりその目的のために、この本法案ができるのでござい

ますから、従ひまして大體の大臣の見透しは如何なるものでございませうか。余程現在の官吏が少なくて済むやうになるやうな御見透しでございま

しやうか。それは固より將來のことでございますから、行政機構の面、又行政事務の増減なども關連いたしまして、一概には申しにくいと思ひますが、大體の御見透しをいたしまして、現在の官吏が余程少數で済むのではないかと、私共さう考へるのでございまして。現に日本に進駐しております連合國あたりの事務のとり方などから照し合せて見まして、現在の日本の行政部の、いわゆる役人というものが、非常に缺員多數に相成つておりました。無駄が多いというところは、國民の齊しく見ておるところでございます。大體半分ぐらゐで済むのではないかとさういふことを申す者も

ありますので、その辺の御見透しを承りたいと存じます。

○國務大臣(齋藤隆夫君) 職階制ということは、今度初めて日本に行いますので、併しこれを急に徹底的に行ふことができませんで、相當の時を要するかと思ひます。先ずこの原則を科學的に決めまして、それに應ずるところの試験をやります。さうして適材を適所に置いて、同時に能率をば發揮せしむるという、この目的で職階制が現われる。これはアメリカにおいても、長い間の経験によつて漸次に發達した制度のやうに心得ておりますからして、日本でもこれをやりましたからと言つて、直ぐに十二分の効果が徹底的に現われるものと思ひませぬけれども、結局併しこの方法をとることが、いわゆる能率を増進することは、職務を行います上においてよろしいといふところからして、この制度を採用することになりまして、やはりこれをやりますれば、今のやうなだらしない仕

事の仕方が、おのゝ能力に應じて職 うところの憂慮であります。優秀な人に、國會の定める手続に従つて變化す とは、同じ關係にありまして、その法 るといふことが、非常に現段階におい

○政府委員(淺井清君) 誠に御同感の
います、二十七條の方は、これは意
うがございませんですが、御論旨はま
ようになるような御見解をございま
りますれば、今のようならしない仕

事の仕方が、おの／＼能力に應じて職
務を行いますので、その関係からし
て、官吏の數も減るようになっています
が、今これをやりましたからというて、
日本の現在の官吏がどれだけ減るので
あるかという事は、これからこれを
運用する上において、自然に現われて
来るかと思ひますが、数字的にどう
なるかという事はお答えいたし兼ね
ますが、悪くは決してならんという
う考を持っております。

○政府委員(淺井清君) 只今國務大臣
が御答弁申上げられました以外の点に
ついて補足をいたします。お尋ねの第
一点の職階と等級とがどれほどになる
かという事は、全く只今分らないの
でございまして、お手許に差上げてあ
ります試験調査の結果の職階と等級
を大体御参照下さるようお願い申し
上げます。

それから能率のことでございます
が、これは職階を定めます人事院規
則で定められるものでなくて、この
法案の七十一條の能率に関する事を
定めます人事院規定で定めるのでご
ざいまして、これは別個のものになろ
うと考えております。

○山下義信君 この法案の実施という
ことにつきましては、現在の官吏が
非常に關心を持っておりますのであり
ます。それはいうまでもなく將來の日本
の行政組織、行政運用の点に關心を持
つにあらざりして、これもありましょ
うけれども、實際直接に現在の自分の身
上がどうなるかということについて非
常に關心を持つておる。この私は解し
ております。即ち職階制が布かれると
いうことになると、第一番は自分達が
果して試験を受けたらどうかとい

うところの憂慮であります。優秀な人
はどういう制度が変わろうと何ともな
い。併しながらいろいろむずかしい試
験で本當の能力がテストされていくと
いうことになるかどうなるかという一
つの心配、それからこういうふうな段
段と組織替になつていくという、い
わゆる無駄なものが淘汰されて来て、
又その上でどうなるかという点があ
るだらうと思ひます。そういうことで
多分に現在の人達が心配しておるこ
とであらうと思ふのでありますが、私共
はこの制度が逐次布かれて参ります
と、不適当なる者はどん／＼と淘汰さ
れて行く。そうして欠員は固より整理
されて行くということが、この法案の
大きな効果であると考えておるのでご
ざいまして、それ等に関しまして第三
十條、即ち職階制を実施できるものか
ら逐次これを実施して行くというこの
本條でございまして、これは大体どう
いうふうなものから制度を実施してい
くことになるか見込んでございしまし
ようか、その辺を伺いたいと存じます。

○政府委員(淺井清君) これはちよつ
と只今の御答弁になりますかどう分か
らないのでございまして、まだ全く
決まつておりませんのでございまし
て、今後よく研究いたしまして先ず
き得る部分から、行政各部の中、でき
得る部分から逐次実施して行く。先ず
お答えにはなりません、この点は全
くまだ研究中でございまして、どう
ぞ思ひからず御了承願ひます。

○岩間正男君 第二十八條についてお
伺ひしたいと思ふのでありますが、こ
の行政適法原則、それを徹底するの
は、本法案によりますと、これは社
会の一般行政の変化に適應するよう

に、國會の定める手続に従つて變化す
る、給與、勤務時間その他勤務條件、
こういうようなものの決定が殆ど一方
的に決定されるようなことになつてお
るのであります。これに對しまして現
在の情勢を見ますと、官公吏に
は労働法によるところの団体交渉権、
若しくはこれによつて協約された
ところの労働協約というものが持たれ
ておるのであります。この行政の適用
による變化のときに、この労働協約を
如何ようにこの法案との係りあいにお
いてこれを用いて行くかという、この
点について伺ひたいと思ふのであ
ります。

○政府委員(井戸成三君) 第二十八條
の趣旨をちよつと御説明いたしておき
ます。第二十八條は、こういうような
根本的のことは、國會にその権威を
するんだということ、もう一つは機
動的に行い得るようになる。この両面
の要求を充たしたいということ、痛
切に考へておる次第でございまして、
次に御質問の本体でありますところの
この法律と、労働協約等との關係如何
というところであります、一口に申
しますと、現在の制度とは變らない。
現行の例えは官吏の俸給令というもの
がありまして、その俸給令の中で具
体的にどの程度に一人当りの給與を決
めて行くかということ、団体交渉によ
つて、これが決まるということになれ
ば、それでできます。その運用するべ
き基準が、現在は官吏の俸給令……こ
れは勅令でございまして、近い機会
に或はこの國會の会期中に、暫定的
ではあります、官吏給與法案を出
す積りであります。これと現在の俸給
令と、或いはその他手当てに関する法令

とは、同じ關係にありまして、その法
令を片方に立てつつ、その法令の運用
につきまして、これを使用者側の政府
と、従業者側たる政府職員との間に
いて、運営については団体交渉の許され
る限度においては、労働協約が成り立
つて行くだらうと思ひます。その点に
つきましては、この法律に基いて、例
えば給與準則が非常に細かくなつてし
まつて、そうしても何れも交渉の余地
がないというふうなことになるかとい
うか或いはそれが現在の俸給段階を改
しておつて、これに對して大体どの程
度を給與の一般のベースにするかとい
う問題が許されるかということ、給
與準則の決め方或いはその給與準則
の他の法律であります、具体的な
法律の問題でありまして、この法律と
いたしましては、別段こゝまでは入つ
ておりません。申上げることは、現在
の労働基準法或は労働組合法等によつ
て決められておりますところの労働
協約その他いゆる従業者の權利關係
を、この法律によつて拘束するとい
うような意圖の事項は、私もは入れて
いない考でございまして。

○岩間正男君 只今の説明によつて幾
分分つたのでありますが、しかしこの
法案から受ける感じは、勤労大衆とし
ての官公吏、そういうものに基本的
に與えられておる權利が、こゝではつき
り規定されてない。それで一方的に
これが行われるような印象を受けるの
であります。それで、労働法において
はつきり基本的な認められておる權利
であるならば、この中に官公吏の權利
としてこのものを決定する時に、団体
協約によつてはつきりこれを規定する
というふうな條項に、積極性を持たせ

るといふことが、非常に現段階にお
いては重要に意味を持つんじやないかと
思ふのであります。無論それについて
は國會の定める手続に従うということ
は、この点については私は賛成を表す
者でありますけれども、この労働協
約について積極性を持たせるといふ点
がないことを、非常にもの足りない思
うのであります。それからなぜそうい
うことを現段階で申上げなくちやなら
んかと申しますと、ともすると
いうと官公吏のこの労働組合というも
のは、非常な拘束を受けて、そうして
外の一般労働者とのあいだに、違つた
或特殊な形を取らせられるような情勢
にある。そうしてそのために日本の官
公吏が、現在においては終戦後の非民
主的な、獨善的な態度を、こゝにお
いてこゝはつきり民主化して、人民との
接觸を十分に持ち、そうして人民との
演の繋がりにおいて緊密な關係を結
んで、これから人民の公僕としての仕事
を果して行かなければならないとい
う段階にあるときに、そういう見地が積
極的に認められないといふことは、こ
の民主化の方向に對して非常に將來一
つのマイナスになるのじやないかとい
うふうな点があるのではありません。む
しろはつきりと、この法案において労働
協約によつてこれを認め、そうして適
切な運営によつて遂行するといふこと
が認められることが、非常に重要な段
階と思ひます。殊に現在のような生活
條件が非常に刻々に變る段階におい
て、例えば今までの例を上げますと、
官公吏給與令によつて生活條件が規定
されておるけれども、そういうような
場合には、いつもこの生活條件が立運
れになつてしまふ、そうして御承知の

與その他の規定がございしますが、これ
てはむしろ労働法制的根本的なものが
御質問でございましたが、私共といた
体協約によつてこれを決定するといふ
嵌まらない。それから「性別」であり

ますが、男女によつてやはりおの／＼
その向き／＼もございしますので、採用
試験をいたします時にも、予め男女の
別をして注文することもありましよう
が、第一勤務時間とが、勤務条件など
においても、大いに差別扱いを受けな
ければならないものであつて、その次
の「社会的身分」、これも例へば水平
社のようなものであつたらば、これは
区別してはなりません、例へば前職
が国会議員であるとか、長官であるとか、
いろいろ／＼な議員なんかしたとかい
うような、社会的信用のある身分とい
たしますれば、大いにこれは参考にし
なければならぬので、現にこの法案
で、第三十三條においては、「試験」の
ところにある「能力の実証」というふ
うなもの、参考にしなくてはならぬと
思つておりますが、能力を証明する
というやうなことは、前の職業が何であ
つたかということが大いに参考材料に
なりますので、ただ「門地」というこ
とについてはちよつと疑問を持つてお
りますが、今申上げましたやうな事情
によりまして、第二十七條で、これ程
國民を差別待遇しないといふやうなこ
とは私共においてできないことではな
いかと思ひます。

意につきましては、この法案の二十九
條の枠の中で十分考えられる、合理的
な基礎の下に考えればよろしいことだ
と存じます。

ではありますけれども、それとの関
係においてどういふ……大体において
よいんですから、どういふ大體の見
通しが立つのか、それからそれとも関
連して、逐次これを実施しなければ
ならない。とありますが、「逐次」とい
うのは、限定のようには見えて無限定に
近いように受取られます。それですか
ら、これを新しい法律として作ると思
へば、少なくとも実施後一年以内とし
て、或いは一実施後一年以内とし
て、これは早い程よいことには異存が
ないのですから、何か一つ時間的な区
切りを今から前方に作つて置くといふ
ことが必要であるように考えます。そ
うでありまして、ここには限定され
ておるやうに見えて、何ものも限定さ
れていないといふ形が條文でできてお
りますから、具体的な時間の点で逐次
一と一の問題を逐次一身に一つ、
はつきりした限定を與える、これが必
要のやうに思ひます。それで例へば
「一実施後一年以内」といふやうには
つきり限定するその意思が立案者の方
にないかどうか、それをお聴きしたい
と思ひます。殊に職階制といふこと
は、さつき申しましたやうに全然新し
いもので、重要な意義のあるものであ
るといふことを説明されましたが、こ
の法案をすつと読みますと、職階制に
關してはいろいろ言われておりますけ
れども、職階制そのものの、その中味に
ついては、具体的な規定は殆んどない。
それですから、これは先日十人の証人
の意見を我々も聴いた時にもありまし
たが、職階制について特別のはつき
りした法的規制を別個に作つてはどうか
かといふ意見に私も賛成する者です
が、その点について、その後この案の

起草者達の方には意見がありません
か、どうかそれをお聴きしたいと思ひ
ます。

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

も、二つの機關に對しましては、立法
權が廣汎に委譲されておるのでござい
ます。その第一は最高裁判所の規則制
定權でございまして、令度の我が憲法
におきまして、最高裁判所は訴訟手
続その他について廣汎なる立法權を持
つており、場合においてはこれを下級
裁判所に委譲することができるよう
に相成つております。

もう一つはこの人事院に與えられて
おりますところのこの人事院規則の
立法權でございします。これは只今申し
ましたやうに、事柄が極めて専門的で
あり、且裁判所と同じやうな、極めて
忠実公平なる立場における國家機關で
ございします。故に、これに立法權を委
譲いたしました。決して弊害なきもの
と認めておるのでございします。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

○政府委員(淺井清君) 御意見では
ございしますけれども、憲法第十四條に
よりまして、差別されてはならないと
いうことになつておりますものを、こ
の法案の第二十七條で差別するとい
うことはこれはどうもいたし兼ねると
存じます。尙暴力を以て破壊する政党
云々との條文の關係は、一般法と特別
法、一般的規定と特別の規定との關係
で解決できる問題かと存じます。尙仰
せになりましたやうないろいろの御注

「この法律に定のあるもの」といふ問
題と、それから「人事院規則でこれを
定める」といふことに關係して来るの

○政府委員(淺井清君) 御意見をいた
します。本案第三十條が殆んど意義を
持たないじやないかといふやうな御懸
念がございましたが、決してさうでは
ございません。却てこれは立案者の非
常な熱意を示しておると思ひます
が、つまり職階制の実施と申しますれ
ば、誰しも全部の実施を予想したすの
でございします。併しながら全部の実施
に至るまでの道程は、只今お示しのよ
うに、多少の時日を要します。併しそ
れまで待つてはいけません。早く、で
きるものから一割も早くこれを実施し
なければならぬんだ、逐次に、やれ
るものから直ぐにでもよいからやつて
行け、こういう熱意を示したものがこ
の「逐次」の意味でございします。然ら
ば誰がそれを決めるのかといふ仰せで
ございします。これは人事院が人事
院規則でこれを決める。こういうふう
に相成つております。

○中野重治君 「逐次」の解釋につ
いてお答を得ましたが、これができるも
のからできるだけ早く、一日も早く実
現しなければならぬといふ大きな熱
意を示すものであるといふ説明があり
ました。この熱意といふことはわかり
ますが、熱意が若し強いならば、実施
後一年以内といふやうな時間的な先き
くきりをつけることに反對する理由は
自然に消滅すると私は考えますが、そ
の点はどうでしようか。

○政府委員(淺井清君) 只今のお答が
少し不足しておつたと思ひます。私共
のそのいわけの熱意をいたしまして
は、凡そ二年くらいにおいてこれを完
成したいと考へております。ただこれ
を法案ではつきりと仰えるといふこと
は果して二年でできるかどうか、これ
は前途にいろいろ困難もございする
ことが予想されますから決定いたさ
れませんが、ここに書かなかつた次

第でございまして、この点に關しましては御懸念は御無用かと思ひます。

○吉川末次郎君 今の中野委員の御質問に對する政府委員の答弁に關連してであります。先般の十人の証人の中の、公法研究会の諸君及び官公廳勤務の諸君等から、中野君が問題にせられましたような職階制に對するところの規定は、この法律案の中において僅かに四條に過ぎないのであつて、非常に不深切である。職階制については別個の法律を制定すべきものであるということ、公法研究会の諸君も要求し、又官公廳勤務の諸君も同様の意見書を我々の手許に送つて來ておるようでありまして、これに對して淺井政府委員の御答弁があつたのであります。私は中野委員が問題にせられたこと、及びこの公法研究会の諸君や官公廳勤務の諸君が要求いたしておられる答弁には、どうも十分に該當しておるようには思ひません。それは今、我々が問題にしております第二十八條の情勢適應の原則からいまして、いろいろな職階制の官職の基準等に関するところは、國會中心で定めて行くという原則がここに謳われておると思ひます。又政令に成るべくならないで、できる限り國會の議決によるこの法律によつて物を運んで行くということが、今日要求せられておると思ひますが、今日要求せられておると思ひます。淺井政府委員の、すべてを人事院規則でそのういふものを定めて行くということ、それはそれに背反するものであるということが考えられます。又アメリカの例を何かお引きになりましたようであります。併し行政調査部から我々の手

許に送つておられますところの一九二三年のクラシフィケーション・アクトであります。これによりまして、相當廣汎に、やはり淺井政府委員が人事院規則に委ねて十分公正な結果を見られると言われておられるようなことが、相當詳細にこの一九二三年の職階法であります。クラシフィケーション・アクトの中にも規定されておるようでありまして、どうも淺井政府委員のお話と、少しくその点は違つていふところがあるかと思ひます。どうも一つ重ねて御答弁をお願いいたします。

それからこれも一般質問のときに問題にされたことだと思ひますが、先が、同様に公法研究会の諸君は、先にあつたことでありまして、特別職の範圍を非常に廣くして、さうして少くとも局長及び政策決定の權に當るこの課長級の者までも、これは自由任用にしないかやいかん。當然にさういふ職階制の適用を受ける者であつてはならないという主張をしております。これは先きに私が山川菊次郎を例に引きまして申した見解と実は合致するものであります。あつたときにおけるこの答弁も、私は甚だ不満なのであります。この職階制に關する法案の逐條審議の今日において、もう一度それに対する見解を承りたいと思ひます。

それから尙も一つ附加して、これはお教えを願ひたいのであります。アメリカの例によつてこのクラシフィケーションの役人と、さうしてクラシフィケーションのないアンクラシフィケーションの役人とはどういふ違いがあるのか、

あつて、その職階制を受けないアンクラシフィケーションの役人とはどういふものであるのか、行政調査部では、いろいろアメリカの例等をもお調になつておると思ひますが、我々非常に多忙でありまして、十分調査をする時間を持つておりませんので、それをお教え願ひたいと思ひます。と申しますのは、一九二九年の、このクラシフィケーションにあるオールド・アルマナックを見ますと、クラシフィケーションの役人とアンクラシフィケーションの役人の比率といふものが、段々クラシフィケーションの役人の数が多くなつておるのでもありますが、併し一九二九年の統計によりますと、三分の一はアンクラシフィケーションの役人でありまして、これは政府委員の諸君の今日までの調査によつて一つ数字も私にお教えを願ひたいと思つております。御答弁によりまして尙又質問いたしたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) お答をいたしました。御説の如くアメリカにおきましては、全部人事院規則にこの職階のことを委譲いたしております。一部分が法律になつておるというところは、お説の通りでございます。但し只今御引用になりました一九二三年の職階法と申しますものは、一八八三年にアメリカで公務員法が制定された後でやつと完成したものでございます。只今我々の直面いたしております情勢におきましては、もつと早くこれを急ぐのでございまして、そのような法律の手續を待つておるということとは不可能でございまして、それからその職階法の内容といたしましては、大体その官

職の或極めて大體把な職階と、それから等級とが書いてあるものでございまして、それ以外の廣汎なる部分におきましては、やはり人事院のルールに委譲しておるものでございます。そこで只今仮にこの職階法を國會で御制定を願ひたいと思ひますが、我々いたしましては、まだその職階や等級でございまして、その中にお書きを願ひますかといふことさへも調査不十分でございます。結局長今職階を法律で決めたといひまして、中身実は殆ど空白になつて、やはり同じように大きな部分が人事院規則に委譲されておる。さういふ結果に相成るかと思ひます。さういふ結果から、これは日本の現状といたしましては、人事院でやつてよろしい。さういふふうな見解を持つております。尙このよう重要なことを國會中心でやらなければならぬということについては、これはもうすべての立法は國會中心でございまして、御同感ではございませんが、若しこれを國會の御決定によつてなされるというやうなことになるれば、これはできない。恐らくお説はそれを法律の形によつてやるべきもので、さういふお説かと存じます。その点については只今申し上げましたところ、先頃お答を他の委員にいたしましたところによつて御推測を願ひたいと存じます。尙アメリカのクラシフィケーションのない三十%の中には、例へば次官以上の高官者もおりますが、單純なる事務に服する者、それが相當大きなパーセンテージを占めておると存じます。それから尙國家の委員、顧問、參與、さういふやうな種類に属するものが相當多く占めておるものと

と思つております。只今詳しい数字はここに持合せておりません。ただ大體のことをお答へ申し上げます。○政府委員(井手成三君) 局長、課長のあたりまでも特別職にしたらうかという問題に關連してお尋ねがございましたので、その点についてお答へいたします。先日山川さんが労働省の局長になられる。ああいうやうな拔擢方法と言ひますが、民間の適材を持つて行くことが、この新公務員法によつて現在より困難になるのではあるまいかといふやうな御質問に對しまして、先日の答が些か不十分であつたやうだからもう一回聽きたいという仰せでございます。この三十六條の第一項の但書でございまして、大體局長のやうな、次官の直ぐ下にいる相當重要な責任のポストにつく場合においては、一般から試験をしてさうしてその中の点數から選んで來て、果して從來がさういふ経歴であつたか、どういふ人であつたか分りもしない人が赴任して來る。さうしてそれを極めてさういふやうなことでは、成る程如何にも十分でないやうな場合が多いのであります。恐らくこの但書によりまして、選考という方法によつて局長を民間から採擧するやうなことが起るだらうと思ひます。山川さん先局長さんに採用するやうな問題につきましては、現在の手續では、一級官の選考委員會の方に過去に遡る、御本人のいろいろの業績といふやうなものを出しまして、さうして労働省のやういふ部門の局長にはよろしいという選考を受けまして、さうしておおきになつたわけでありまして、今選考委員會の連中は、大體内閣部内

ますが、併し行政調査部から我々の手

の役人とはどういう違いがあるので

の内容といたしましては、大体その官

に属するものが相当多く占めておるも

の高級の官吏が中心であります、こ

の三十六條によりまして、恐らくこの
選考機関は、もう少し科学的と言いま

シフイケーションによつて、最も適格
であると判定された者を置いておる。

やるものと、この際解釈していいので
あるかどうかということも、もう一度

といたしますれば、やはりそうした心
からの民主主義者、肚のどん底からの

の法律を、職階法というような法律を
作るところの意思は、今日においては

すか、もう少しこれにふさわしい組織
にならうかと思いますが、ああいよう

政官としてこれをつけて置いた方がよ
ろしい。この方が調和が一番いいとい

それから私は山川菊次郎の任用の
ことを例に引いただけのことでありま

が、相当行政機構の下部組織にまで浸
潤して行くのでなければそれは行われ

改正して行くことこの御見解なん
でありますか。

うな方を採用することにおいては、今
日以上に正しい判定をするのじやある

す。お考によりまして局長までもそう
じやないか。或いは大蔵省の局長はさ

この定める選考機関がこれを行う。と
いう、その選考機関によつてそうした

ものを完全に支配することができよう
うな人的配置ができるのでなかつたな

任免に移りまして、第三十三條から第
六十一條までの範囲で、説明と御質疑

材の登用が妨げられることはないだろ
うと考えておる次第であります。それ

は、これは一般職でいいというよう
な区別ができるかも知れません。或い

を、法制局長は答へになつたのであ
ります。私十分具体的に明確に把握

に私はこの点を重視するといふ建前か
ら、改めて三十六條の選考機関の具体

は試験及び任免のことでございます。
この要点は、先ず職員任用は、新規

から一般的御質問としまして、課長、
局長も次官と同じように一般職にしな

は課長と言ひまして、往年の保安課
長というような、巨大な権力を持つた

の選考機関といふものの具体的内容に
ついて、もう一度お示しを願ひたいと

私が会得することができるよう詳しく
御説明が願ひたいと思ひます。

任、他の方から移つて来る轉任、これ
から下になる降任、この四つの場合

いで特別職にしたかどうかという点で
あります。この点につきましてもたび

が、もう一遍当局の考を述べさして頂
きたいと思ひます。大体新憲法により

す。第三十三條に關する部分でござ
います。これはこの法律に定めてある

ものを除いては、人事院規則で定め
る、こう相成つておりますからして

は任免権の問題であります。さうして次
は任免権の問題であります。さうして次

を受けて政府は実施して、行政府はむし
るポリシーを決められたものを忠実に

が、併しその内容の詳細について
は、差当り人事院規則による。併し

いうことに対する基本的な私の思ひま
す欠陥に、やはりそれが還元されて来

る、この職階制の部分にもつと派山の規定
ができ、従つて只今の職階や等級の基

の成績順を前提として何人かの中から
これを探つて行くことにしてござい

によつておりますが、併し能力の実証に基づくところのいわゆる選考という方法でやる事が可なり多なるだろうと思ひます。それから新規採用の場合、一應官界に永久に先ず恒久的職員として入れてよいかどうかという点につきまして、試験の実績だけで、採られたというだけで、案外やつてみると大したことはない。或いは役所になすまな。役所には向かないというようになつてお困りますので、一應條件付の任命にしておきまして、一定の期間無事に勤め適性が示されるといふことになりまして、初めて恒久的な任命になるという制度を作つておきますが、例外として緊急の場合に、本来の手続によらない制度をも、この法案としては用意いたしております。それで、あとは六十一條におきまして、他の身分、進退の権限は先程述べた本来の任命権者がこれを行うというように規定いたしてございす。それからこの中に入つております人事院規則でございすが、三十三條の第二項と、先程三十三條の第二項に申上げました如く、政令で実施規定を書かないで、人事院規則で実施規定を作つて行く、必要な施行規定を作つて行く、ということを書いておきます。それから三十五條で、「法律又は人事院規則に別段に定のある場合を除いては、任命権者が、自由自在に採用——外から採らうと、下から上げよう、轉任で行こうと構わないというようにして、一應任命権者の任用の自由を認められておりますが、相当な人数がある場合に、いつもその中の三〇％は下から上げるとか、それからあとの七〇％は新規採用にしないといふ、こういうこと

によつて新陳代謝をやつて、下から上る者の意氣を沮喪させないというような措置をとつて人事院規則で決めるのか、その役所のそのポストについて、下から上げて、そうして一向能率が上つていないという場合に、轉任で外の方から採つて来い。或は又新規採用でやれといふことを、特別の場合に人事院が指定をしうという考である。それから三十三條の第一項で、人事院規則の定める職種、等級、これが先程言ひました例の一つであります。これはいろいろのヴァリエーションがございすが、タイピストとか筆耕とか製本屋というふうなものにつきましては、競争試験というふうなことは、別に要らない。タイピストの能力があるかどうか、筆耕能力があるかどうかということによつて、選考して採ればよろしい。運轉手、看護婦の免狀を持つてゐるというふうなものは、いち／＼試験しなくても、顔を見て採つて行く。果して運轉ができるかどうか、多少実地をやらずといふこともあつて結構ですが、公職試験でやつて行く必要はないと考えておる次第であります。医官というふうなものも、実はなか／＼私共も人事に關係しましたが、容易にないわけでありました。例えば非常な宗教的信念が強い或いは非常な考え方を持つておるというふうな人で、且医者の免狀を持つておるといふ人は少いので、これを一般公募して採点をして行くということになりまして、容易に人が得られせん。そういう場合も可なりあらうと思ひます。それから先程申しました民間から非常な適材を、而もそのポストが非常に重要なポストであつて、公開試験

で以て選ぶといふことは、如何にも実情に合わないといふ場合が出て来るのであります。それで先程吉川さんの御質問がありましたので、序にちよつとここで答へさせていただきます。思ひます。自由任用といふのと選考任用といふのとは、私共は區別して考えておるのであります。自由任用といふのは、従前の秘書、國務大臣、内閣……今の官房長官のようなものでありまして、これは任命権者がこれを探りたいと思へば、他の方の意見を聴かないで、直ぐに採れる。従つて学歴も過去の経歴も、何であらうと一向構ひません。要するに任命権者が採りたい人を自由に採れるのであります。選考して行くといふのは、自由に採れるのでありませんで、一定の能力があり、一定の実力があるといふことを過去の経歴なり御本人の實際の活動によつて示しておる場合に、それを何らかの判定機關にかけて、任用いたして参るのであります。公開試験によらないけれども、一定の資格が何らかの機關によつて判定されて然る後に任命するといふので、これは自由任命と異にしているわけでありまして、一般職にありながら、三十六條の但書にありまして、例えば今の婦人児童局長、婦人労働問題に非常に見識があり、或いは著述があり、或いは實際に活動していらしたとか、相當に一級官として堂々勤められるといふ、いろいろな角度から実証がある場合であります。そういう人を採ります場合には競争試験はしないといふようなことを、人事院が承認する規則を根拠としてやろうと考えております。それから三十六條の二項でありますが、基準を決めるのは二種類あります

て、形式的な基準と、實質的な基準があると思ひます。書面選考であるとか、或いは御本人を呼出して必ず面接して選考する。或いは両方を併用するといふ選考のやり方の基準の内容であります。これが一般職以外の公職の点で、例えば電氣局長を採る場合に、民間の電氣方面を勤めた経歴を一對一として見るか、或いは民間でも大きい小さい会社で実績を達して見るか、或いはどういふ俸給をとつて、どういふポストにいたかといふことを具体的に當つて、その基準を一應示しておくといふようなことにならうと思ふのであります。

選考機關の問題が出ましたから、ちよつと序に申上げて置きたいと思ひますが、これは實は決定的にはまだ決つておりません。現在では大體自由任用それから選考任用、資格任用という大雑把になつております。資格任用といふのもいろいろございす。官吏の三級官を八年やると二級官に當然なれる。これも一種の資格任用であります。それから高等試験を通過しておれば二級の行政官になれる。これも資格任用であります。自由任用といふのは秘書官、大臣、法制局長官、書記官長、これは全然資格なく自由自在にいつ何時でも任用して入れる。その中間に當るのが選考任用でありまして、今一級官吏の選考委員会がございまして、この間事務官でありました山川さんのやうな場合で、こういう人を選考するのが第一部で、第二部が技術官、教官を選定しております。その委員は事務系統の第一級官につきましては大體事務系統の人が當つております。それから選考の中で技術官、教官のような方の一級官

の選考委員の方は、大学教授、内務省國土局長のような技術出身の一級官がこれに當り、それから法制局長は私のような者が當つておる次第であります。二級官は全部高等試験委員に任じてあります。これは外交官系統と一般行政官系統とに分れておる次第でありまして、原則として役人である高等試験委員が當ることになっておりますが、高等試験委員は顧問その他を以て問題の場合には、それに聴くことができることになつております。現在は大雑把に教官、技術官、事務官の程度、それから一級、二級の程度で二級官につきましては各省、各縣で例えば府縣廳は昔は役所で、府縣知事の下に……現在では大藏省、内務省といふような役所に、三級官につきましては選考委員を作つております。これは技術官、事務官、教官と言わず一緒にやっております。そういう程度の荒っぽいものであります。が、今後これによつて予定されておるものは、まだ決定いたしておりませんけれども、人事院が定めることにいたしますので、今私が申してその通りになるかどうか分りませんが、昭和二十二年九月一日、行政調査部、職群及び職團一覽表というものがございまして、グループとして一、經濟及政治學、二、法律學、三、人事、四、報道編輯、五、會計検査及び財務、六、調査、七、監督調査、八、翻譯、通譯、九、統計學、十、工學、十一、理學、十二、農學、生物學、十三、醫師、齒科醫師及び保健といふことになつておりますが、そういう職務の性質の似ておるもののグループによつて、選考委員が恐らく決つてくるだらうと思ひます。

又責任制に應じて非常に事務の中に、職種によつて變つてくると思ひます。が、その中でもこれに準ずるものが起

それから五十四條で任用候補者名簿

ります。それから又最上層部、例えば

又責任制に際して非常に事務の中の一番末梢的な仕事の部分、やや中間的のもの、或いは或程度の部局の責任者たる者というような、横に切られることによりまして、選考の方法も変わってくるわけでありまして。それが全部、ま

に、職種によつて変わつてくると思いますが、あまり古くなつた人は排除することが出てくるだらうと思ひます。三十七條三項であります。これは、また選考機関のことでありまして、先程の問題と同じと御了承願ひたいと思ひます。

三十八條、禁治産者、準禁治産者、禁錮以上の刑、懲戒免職その他についてでございますが、禁治産者は全然心身能力を欠いておる。これは問題になりませんが、假に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、非常に下級な職ならば、人を殺してしまつたという理由でやめた。併し運轉手で免許は

手として一向困らない場合には、人材といふほどでもありませんが人事の合理化の見地から使つていいじやないか。それから重要なでないような統計、

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

それから五十四條で任用候補者名簿がいつまでもあつて新しく試験を受けたい人がうまう行かんといつたようなことがあると思ひますので、試験が受かつても一定の年限に採用されない者は駄目だといふような考へがありますが、一年を経た以外に、例へば人事院が定める事由というものは、候補者が欠格事由が生じた、或いは欠格事由であるといふことがはつきり分つたときとか、名簿の作成が故意、又は過失があつて誤記があつたとか、或いは一定の或役所にも推挙されたけれども、どうしても採つて貰えない。一番から五番まで試験をするのですけれども、いつまでもその人が落ちる。そうするといつてもその人が頭張つて下の方の人が採用されるチャンスがないといふので、この名簿から落してしまふといふようなことを考へておるのであります。

五十五條の三項、これは機關の長は現行の三級官程度で職員には現在職員の任命権を委譲してありますが、任命権をその方に委譲するといふことをやりたいと思ひます。

五十八條、これは詰らないことですが、氏名、本籍、現住所、履歴の主要試験成績、本人の希望といふようなものをここに書くことにならうと思ひます。それから五十九條の一項であります。これはいわゆる條件付採用、條件付で本格的の公務員とするかどうかが暫くの間見ようといふようなわけですが、これは非常な下級の職なんかはそういう必要はない。先程の運轉手とか、或いは守衛であるといふようなところは、そういう條件付とかなんとかいふ必要は一向ないといふ思ふのであ

ります。それから又最上層部、例へば局長、局長が六ヶ月したら辞めるかも知れんといふようなことでは行政処分の行政責任がとれない。部内の統轄等もできないといふような要求の強いものにつきました。これは外れることにならうと思ひます。五十九條の二項、條件付採用者に対しては、條件付期間の最長限の規定が六ヶ月を下らないとあります。それから、どれくらいの間條件付にして置くか。條件が満たされない場合には、どういふ工合にして人事院との間に連絡して通知し合ふかといふことを書くと思ひます。

六十條、これは臨時的任用が許される場合であります。新たな職種ができた、即ち新たな職種ができて直ぐ埋めなきゃならぬときに、勿論それにふさわしいような試験が行われている筈はないのであります。任用候補者名簿はないわけでありまして、それから任用候補者が不足して速かに試験を行ふ余地がないといふ場合、それから一定のタイム・リミットを切つて調査、統計、試験をやらなければならぬ場合といふようなことをここで書くことにならうと思ひます。人事院の承認方針といたしましては、どういふようなわけでもない臨時任用をしたか。その理由と職種、等級、それから人員の数といふようなものを人事院の方へ承認を受けに行くだらうと思ひます。それから任用される者の選拔標準、臨時任用と言つても大体どういふふうなブルから採るかといふたような、丁度昔の町村長のような臨時代理者みたいなもので、全然経緯のない人が臨時代理をやつても困るというので、臨時採用の期間といふようなものを出して、

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

三十三條の三項は、復職と外國の制度なんかで言つておることだらうと思ひますが、嘗て在職した経歴ある者は、單なる新規採用と違つて、一度役所において公職として何等かの実績を示した人でありまして、これを實際の採用に當つて認めていいじやないかと考へておる次第であります。併しそれにしてても非常に古い、昔やつたから採つてくれという人があります。非常に時代に變つておるのに、そこに置くわけには参りませんから、どれくらい昔の程度ならばよろしい。又過去の勤務成績等を勘案しまして、一定の標準を決めておる。それから同等の、これ以下にしか採用を認めないというふうな、いろいろのことをこれは決めることにならうと思ひます。一番大きな点は退職後再就職を認めるの

が、その中でもこれに準ずるものが起れば、これによつて定めたいと思ひます。今後如何なる制度ができるか分りませんから、こういう規定を置いて、如何なるものも受容れができるようにして行きたいと思つております。

それから四十二條、人事院規則がありまして、試験の時期、程度、科目のようものがこれによつて決められると思ひます。

四十四條では年齢による制限、例へば警察官は満二十才以上とかいうようなことを書くようなことにならうかと思ひます。それから具体的な條件として先日政府側から御説明しましたが、實際に従事する者に対して盲目、色盲であつては困るというように書くだらうと思ひます。

四十七條の三項に参りまして公告、これは官報とか、主要新聞とか、ラジオとか、郵便局という一般的な一般の接

承諾を受けることになろうと思ひます。

大休少し飛ばして走りましたが、それくらいのことだと思ひます。

○委員長(下條廣重) どうぞお尋を願ひます。

○中野重治君 これは私審議の性質上前の方にいくらか戻らと思ひますが、さつき吉川委員のお話のあつたことに關連しますが、政策の面にもちよつと触れるが、任用は職階制の枠から外してはどうかという意見がありまして、意見としては私もこれに賛成ですがこのことについての当局者のお答を願ひたいと、自由任用乃至選考任用でつか、試験任用でつか、そういうことにして当局の方では普通の常識とはちよつと駆け離れた考え違ひがあるのではないか、或いは何と言ひますか、非常に消極的な少くとも態度があるのではないかとふうに考えます。それについてお尋ねしたいのです。それは大体この公務員というものは、一般的に人民が選んで、そうしてその選んだものを決めてこれを使へばいいのであつて、廣い意味ではそういう方式で自由任用というものが基本的なものとして納得される必要があると考へます。ただそういうことが無制限には行われなないのでありまして、必要上試験制度というやうなものが必然に出て来るというやうなものが必ずあります。さつき山川さんの場合に例に挙げられました、山川さんの場合、その人事が大方の承認を得たということ、つまり第三十六條の但書によつて補われた例だということを一方向では裏書するのですけれども、大体そういうことが但書によつて僅かに補われると

いうやうな方式そのものが基本的に打開される必要があるこの点について例え山川さんなんかの場合には、三十六條の但書によつて捉まえることが出来るやうになつておるからいいという考へ方は非常に消極的である。但書によつて僅かに補足し得るということを根本的に改めて、もつと積極的の但書でなく、本條そのものにおいてこれが網羅される方式を、法文に一貫してやられてはどうか、そういうやうな積極的な考へがあるかないかこれをお尋ねしたいのです。これは試験にも關係して來まして、大体どういふ人が試験官か、或いは試験委員になるか、或いは試験の題目と言ひますか、それがどういふものが試験の題目になるかということも、さつきの自由任用、廣い意味での自由任用、それがそこへ反映されなければならぬ。そういうことがなかつたために或る種の人々が試験委員になり、そうしてその人々によつて試験の題目が上から決められるということがあつた場合に、例えば先日この問題に對して十人の証人が來られて、その話を聴きました、あの中には杉村章三郎君ですか、東京帝大の行政部のあの人の意見を聴きますと、この法案は全然説んでいない、いらないから分らないが、併しこの法案には賛成だ、という、そういうやうなことを公然とあそこで言つておられます。そういう人が今度試験委員に現になつておる。つまりそういうことは丁度任用に關して、自由任用と選考任用とがアブリオリになつて、そこから選考任用を補足するものとして自由任用のための條項を但書で食つて行くというやうな法の制定の精神が基礎にあつたために、あ、い

う人が高等試験委員になつてしまつたということも結果として生じた、という考へられます。ですから自由任用乃至選考任用というやうな言葉の解釈の問題は別として、直ぐ試験制度、試験のために必要な諸機關、それから一般の任用というものの、原則的にはこれが民主的に選出され、民主的に任命される。これはあつた方で又問題になるでしようが、當然呼戻しとか、彈劾権とかも關連させて積極的に作り上げられる。こういうふうに進まなければならぬのではないかと私は考へるわけですが、その点について細かいことはようござんすから、大掴みな点を答えて頂きたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) この法案の立て方としては大きく二つに分けておられます。特別職と一般職でありまして、その一般職という分類に入れたものについては、この法案の生命は、いわゆる本人の能力があるかどうかということをはつきり確かめて、その能力のある者を設けて行く。そのために職階制がありまして、この職階にはこれだけの責任と、これだけの仕事の複雑さがある。従つてそれに應ずる資格のある者がこれに嵌まつて行くというものがこの法案の生命であります。従つて一般職につきましても一定の資格が実証されるということが、これは絶対の私共として要求でござい。若しそれが不可能でありますれば、特別職の方に廻さなければならぬ。ただ競争試験によつてやつて行くということは如何にも迂遠であるというやうなものと考へます。こういうものについては選考という方法を採るといふことにいたしました次第であります。さてその能力の実証を判定する、その如何に判定するかということ、これは実に神でない以上は非常に困難であると思ひます。人事院がいかなる構成でこれをやつて行くかということにつきましては、私としては、また選考機關につきましては、先程申し上げましたやうな構想を持つて予算その他を要求しようと思へるだけでありまして、はつきりとはしてありませんけれども、従前のやうな高等試験委員がよく言われます漢字中心である。法律經濟中心であるというやうな少なくとも姿はすつかり消してしまいたい。この点は現在の高等試験委員を選ぶにつかしまして、非常に政府當局は苦慮はいたしておるのであります。努力はいたしております。で、お説のやうな指摘されました点につきましては、十分に私共同感で反省いたしておる次第であります。また御批評を受けまする如く不十分であればもつと勉強したいと思ひますが、この國家公務員法の実施を機会として、本當に能力の実証を正しく判定できるやうな人をこの選考機關にしたいと考へております。さて試験の内容、或いは選考の内容等もこの法案が實際的な内容を特になければいけないという試験のところに條文が置いてあります。これは單なる訓令規定というやうなことでなく、むしろこれに反するやうな試験が行われればむしろその試験は無効になつてしまふというやうな考へでこれをやらなければならぬと考へておる次第であります。細かいところは仰しやうなので、この辺で御了承願ひたいと思ひますが、一般職になりまして以上は少くも能力の実証が何らかの

方法で示される。それは試験であるか、或いは選考であるか、そのどちらでも結構であります。さつき山川さん合にしたいと考へておる次第であります。

○山下善備君 私は三点程伺ひたいと存じます。この節には相當御質疑が同僚諸君にもあろうかと存じますので、三点だけに限りまして伺ひたいと存じます。

第一は欠格條項の第三十八條の点でござい。第三号に懲戒免職の処分を受けた者が、処分の日から二ヶ年を経過すれば採用ができるということになつておりますが、實にこれは由しき私は條項ではないかと思ひます。懲戒免職を受けるが如き者はすでに官吏たる資格のないもので、それが二ヶ年経つと、又資格ができるということはどういふ理由によるのか殆ど第二号の禁錮の刑にでも四散すべきやうな場合に、概ね官吏は懲戒免職で済ませると言つた場合が多いのであります。官吏として懲戒免職を受けるが如き第三号の如きは、全く最早官職に就かしむべきものでないものやうに思ふのであります。再び官職に就く能力があるという理由はどういふ点でございませうか、伺ひたいと思ひます。それから第五号に、これは随分問題がある点じやないかと思ひます。私は意識だけを質疑いたしておきます。暴力で政府を破壊することを主張する政党とあるものであります。が、かやうな政党は存続を法律上許されない筈なんであり。まあ仮にあつたとして、暴力とは如何なる意味を含めてございませうか。且又

「その他の團體」とござい。採用の場合には、さういふ一旦官吏をことかといふ点でござい。實は、式的な政党ということに拘束されるので、大体退職後の年限を切りたい。

ことが但書によつて僅かに補われると
の精神が基礎にあつたために、あゝい
探るといふことにいたした次第であり
す以上は少くも能力の実証が何らかの
味を含めてございましょうか。且又

「その他の団体」ところありますが、
「その他の団体」という意味を承りた
いと存じます。これが一点でございま
す。

それから第二には第三十六條つまり
職員採用の方法のところでありま
す。先程からこれに関連しての各委員
の御質疑がありました。細部につい
ては競争試験或いは選考と又いわゆる
特別任用、その中には自由任用があ
り、この第三号の如きものがありま
す。その選考機関、選考方法というも
のが只今承りますと、自由任用と言
つたような意味を除外いたしました、
而も非常に幅の狭いものであつて、よ
く出ます山川女史の例、あゝいう方々
からタイプスト、運轉手、といった技
術的な職種のものまでも含められる随
分幅が廣い。私思いますのに、意見は
差控えますが、つまりそういうものが
俗に言う情実人事、これは技能その他
いろ／＼能力、つまり別の試験の方法
により得るのでありましようが、言い
換へますと、競争試験でなくして情
実人事に属する。見ておりますとい
うと、相当情実人事の幅がその中にあ
ります。殊に前職員の採用に特別な何
いいますか、恩典と言いますか、既得
権と言いますか、そういうものが採入
れられてある。これは余程人事院規則
をお定めるときに、その範圍を限定に
相成る必要があるのぢやないかと思
いますので、どういう程度まで限定な
さいますか、その辺が承りたいと思
います。且又官職員はその職を辞しま
して、或一定の年限二ケ年でございま
すか。経たないというところ、いろいろ營利系
統の団体や会社に入ることが、就職す
ることができないと思ひますが、その

採用の場合には、そういう一旦官吏を
やめまして、營利団体、そういう關係
の団体に入つておりました者が、つま
りこの條項によりまして、再び職員に
採用されるときには、その会社や企業
團體をよしまして、或一定の又年限を
隔てさせられるお考えであるか。そこ
に全然そういう制限をお付けになりま
せんか。小さいことでございしますが、
承りたいと思ひます。これが第二点で
あります。

第三点はこの採用と昇任の場合であ
りますが、つまり第三款になります。
この場合につき職員がポストを離れ
て行きます場合に、つまり採用と昇
任とあるわけでありまして、私思いま
するの、非常に門は廣くしてある。
つまり官職といふものは一般國民に公
開されてある。誰でもその職に就くと
いつたような方法だけは廣くされてあ
るようであります。一見さういふふう
に見えるけれども、いよく官職に補
せられるということになると、これは
非常に狭くこの法案はできているよう
に考へる。これは先刻來委員諸氏から
も出たのでありますが、使つた方の側
の都合を考へたか、使われる方の都合を
考へたかといふようなことが出てお
りました。これを通じて見ますとい
うと、尙任用権者の都合のよいよう
に、都合のよいようにできておるよう
であります。これはこの辺は新規採用
と昇任者といふものと、どちらを任命
するかといふような場合に、或一定の
枠でもお作りになりますか。或一定の
枠で、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) 先ず第一に
懲戒免職を受けた者が二年経つと又官
職に就く能力を復活するのはどうい
うことかといふ点でございしますが、実は
懲戒免職を受けた事由にもいろいろ
あると思ひます。非常に破
廉恥な行為であつては問題にならな
い。或いは又本人の職務上の過失では
あるけれども、これは一時高ひといふ
ような意味において懲罰にしなければ
ならぬけれども、本人の勤務その他か
ら見て、又復活して戻してやらなけ
ればならぬといふようないろいろな理
由があると思ひます。一應それで、一
應はこの二年経てば復活してよいと
いう資格は戻ります。あとは任命
権者の方で、さういふ任命権者で余程
のことがなければ任用しない。或いは
過去にさういふことがあつても、特に
任用してもよいといふようなことは、
任命権者に任せよう、一應それで資格
だけは復活させようといふことが、こ
の基礎の考え方でありまして、具体
的には現行の制度を踏襲しました。更
に國會で御協賛を得まして実施され
ております國會職員法の例も、これ
と同じになつております。敢てこれと
異なることをしないで、先程の考え方
を踏襲して行こうといふことにしたの
が、實際上の制定の経過でございま
す。

それから第三十八條の五号の意味如
何といふことでございしますが、そこで
政府以外の団体とありますが、団体と
はさういふものであるか。政党政法とい
うものはつきりした場合には、政
党のような實際内容を持つておるけれ
ども、いわゆる秘密結社といふような
ものがあつても、それはさういふこと
が確認できれば、これによつてその官
職に就く能力を失なわれないと考へて
おりまして、必ずしもつきりした形

式的な政党といふことに拘束されるこ
とはないと考へておる次第でありま
す。暴力で破壊するとはさういふこと
かと仰しやつたのでありますが、非合
法な手段一切を考へておる次第であり
ます。併しそれが偶発的にどうかした
といふのでなくて、「主張する」とあり
ますから、事實上明白に党で綱領と
して掲げておるか、或いは掲げておる
と同じようなことになつておるとい
うようなものを、我々は「主張する」と
いふ言葉で解釈したいと考へておる次
第であります。それから二年経つた後
に前職者が復活することが非常に簡單
のようだから、さういふ程度に制限す
るのであるかと仰せになりました。
実はこのクラシフィケーションを中心
にしましたこの國會公務員法におきま
しては、その一定の資格が、或能力に
よつて資格が示されるということをや
常に要求しておる次第であります。こ
こに書いてあります如く、三十六條
の末項であります。採用すべき官
職と同一の職種、同じような職種で、
且つ、同等以上のもので、それより上
の方におつた者という者は、即ち新し
く任用しようといふポストに対して適
格性を先ず示しておるわけなんです。
即ち資格を持つたわけなんです。それ
を一應認めようといふわけでありま
す。併しさういふ古いものを採るか採
らんかといふことにつきまして、自ら
任用権者の方でなんと言ひますか、適
正なる任用方法を執ることと思ひま
す。併しこの國家公務員法としては一
應の資格を規律して行つて、あと任用
権者があせいさういふこと、さう手取
り足取り規定はできないのであります
が、あまり乱版になつても因るとい

ので、大体退職後の年限を切りたい。
十年も前に法制局参事官をやつてお
たからと言つて、又務まるものでな
い。又在職當時或いは勤務成績が好
かつた。或いは辞めるとき理由がどう
いふことであつたか、さういふ点をあ
まり濫に陥らないように、人事院の方
の規則で制限して行きたい。一應は任
用権者の自由活発な運用を認めつつ濫
に至らない。或いは他の役所との間に
調整を案らないといふ意味において、
人事院規則で制限を加えたいと思つて
おります。先程、辞めて二年民間の業
には入れないのに、これはさういふこ
とになるか、その点はどうかといふ御
質問でございましたが、民間との關係
は、役所における間に、何せ行政権の
一部を担任するといふことで、何らか
の情実を作つて置いて、民間に入つて
行くといふことは、非常に官吏、公務員
としての弊害がありますから、禁じ
たのであります。官吏同士の關係に
おきましては、同様の趣旨を考へること
とは別にないで、任用権者の方で好
ましくないと、前に同僚と仲が悪
くて辞めたといふ者は採らないとい
うことは、事實任用の方針になつて行
くさうと考へておる次第であります。
もう一点は、形は非常に廣く採用し
得るようになつておるが、具体的に
つて來ると非常に狭いといふような
こと。ちよつとこの点忘れまして、
恐れ入りますが、もう一回……

○山下義信君 今の答へ、いろいろと
詳細に承りましたのでございしますが、
私の三十六條の末項のお尋ねした分
は、ずつと先に行きますと、これは先
のことでございますが、百二條の所
に、先程あなたも仰せになりましたよ

第二十三部 決算、労働組合委員会決議第八号 昭和二十二年十月十日

○岩間正男君　　こういうものはつきりこゝで規定される、そういうことによつて、而もこの判定ですね、政府を暴力で破壊する、そういうような行動を起した者、主張した者、殊にこれが現在の労働組合運動との連関が非常に大きいんじゃないか、経済闘争という観点から、労働組合が、例えば罷業権の発動をなす。ところがこれに對して政府が飽くまで政治的闘争だというよ

うな見解で、これは見解の分れになつて、そのために非常に過去にもさういうような闘争みたいなものが捲き上つておるのでありますけれども、さういふような條項があるために、労働組合の運動そのものが制限される、行動そのものが制限されるという面が大いにあると思うのであります。従つてこのような不安定な、解積の仕方によつては、又見解の相違によつて何とでもなるような條項が漠然と残されておることに對して、むしろ公務員の現段階において、一つの大きな拘束になるんじゃないか。こういう点です。その点について現段階では、むしろさういふことは必要はないのであるという意見を保持者であります。これに對する御意見を伺ひたいと思います。

○政府委員(井手成三君) 先程申し上げましたように、「暴力で破壊することをして、当然綱領として明記する。或いは明記しなくても、事実上さういうよ

うなことになるというような性質を持つておる國体を考えておるのであります。我々は我が國の職員組合、こういうものがこれに触れるというような考え方でこれを書いたわけではございません。それでどういふことなの

おる間に受けることも可能であります。

いいません。それでどういふことの

○中野重治君 答を賜しますと、試験に関する事項は、おのずから試験に關する單行法ができる必要があるというところに落ち着いて行くように私には考えられるのです。單行法として定められる方がよいということも私も申しましたし、他の方面でもそのようですが、當局には試験に關するものを單行法として提出する意思がありますか。それから三十八條の一号は分りましたが、そうであるならばこの五つの項目の内、一及び五は、三十八條内の一及び五としては妥當でないということの説明者自身が認めておると、こう受取つて差支なからうと思ふ。これは個人としてでも結構ですが、若しこれがこの形で扱われるならば、言葉その他に多少の修正が加えられることが、よあるに人事院乃至人事院規則は一及び特に五の項に該當する者について、而も官職に就く能力があると認定することがあり得る。そういうものとして既にこの第三十八條の本文が、人事院及人事院規則を予定しておるといふことになれば、それ自身憲法を破壊するものだ、こう取れるからであります。

○政府委員(井手成三君) 最初の試験の問題を法律で決めたらどうかという御質問でございましたが、今日お答えしておりますことは、恐らく抽象的なことしかは決められない。具体的にクラシフィケーションによりまして、各官職に必要な資格要件というものが決つて参りまして、それに適應するポストが、どれ程新しい行政組織を作るといふような問題と噛み合つてできて來まして、それに具体的な必要試験をやるといふことになるから、これは恐らくその試験法というものは非常に抽象的な枠を決める。その認定は人事院規則、或いは政令でやらざるを得ないということになるのではないかと、私共は密かに考へておる次第であります。而してその試験の内容は恐らく非常に技術的な問題であつて、仮に人事院規則、その人事院規則は人事院の専門的な見地で研究して、内閣總理大臣の承認を経て出るのでありますが、非常に技術的な点から來るものでありまして、ポリシーを含んでいないと思ひますので、私共はこの國家公務員法の大きな枠の下に人事院規則で決めていいのじやないかというのが原案の考へ方でありまして、それから三十八條であります。一、号の中でも、準禁治産者の中には、活動能力のある程度の低いようなポストには或いは啞でもなし得るというようなことも考えられます。五号一につきまして、私は大体において人事院規則は、これは外さないと思ひます。然らば人事院規則は三号乃至四号について外し得るといふ工合に細かく決めた方が妥當じやないかと仰しやれば、或いはこの法文は少し荒つぽく書いてある。併しこれは左の各号の一に該當するもの、但し二、四号のものについては特例を置くといふような書き方も勿論正しいと思ひます。併し準禁治産者のものにつきましては多少例外があるだろうと思ひます。三十八條におきまして人事院規則がそれを外すといふようなことを別に予想して書いたものではありませんが、この程度の表現で先ず十分にその点は規定できると思つて書いたもので、別に他意あつた次第ではございません。

○軌足 計君 ちよつと話が前に戻りますが、暴力を以て政府を倒さうとする團體というのは、只今の政党内にははさういふものは私はないように記憶しておりますが、只今の憲法下におきまして暴力を以て政府を倒さう、非法の手段を以て倒さうとする團體、又は政黨といふものの存在は、現在認められておりますでしょうか。確いことをお尋ねするようですが、ちよつとこの点を……

○政府委員(井手成三君) 現在のこのやうな政黨は、私共は存在してないし、認められてないと思ひます。これは併し實際問題でさういふものがあるといふことを、或いはないかということについて、調査いたしておりましたが、事實問題として、さういふものが存在しておりますれば、或いは將來存在しますれば、三十八條の第五号に該當すると思つております。

○軌足 計君 お尋ねしましたのは、現在ないといふことでなくして、暴力を以て破壊しようとする團體、又は政黨が若しありました場合は、それは直ぐ解散になるやうになつておるものでありましようか。又はさういふものがありましよう場合は、黙認されるものでございまいましようか。

○政府委員(井手成三君) この点につきましては、後刻調べて御返事をさせていただきます。少し重要な事項と思ひますから。

○山下義信君 私どなたか御質疑があるかと思つて待つておりましたが、只今までのところはありませんで、簡單に一つ伺ひます。それは三十九條の禁止規定の所でございまして、非常に廣汎で、これに該當するものはいろいろ任命権者にもあり、官職員、つまり公務員そのものにもあり、いろいろこれに該當するものがあるやうでございまして、特にちよつと伺ひたいと思ひますのは、今日の実情といたしまして、このいわゆる職員團體といふものが人事権に相當容喙をしております。これは実情でございまして、遠慮なく申し上げます。各位も御承知であります。この條文に照し合せて見ますと、このやうな團體を以ちまして、このいろいろ退職、休職といふやうな処分、それに不服を唱える。或いは第三号の如きは、任用昇給といふやうなことに對して、推薦をするといふやうなことを若し職員團體などが、團體の要求をいたしました任命権者にそれを要求いたします。この三十九條の本文になりまして、要求し、若しくは約束し、又はこれらの行為に關與をし、といふ所まで擴げてございまして、さうすると、只今の実情で考えます職員、つまり多数のものがさういふことを任命権者にいろいろ要求いたしますやうな場合は、この第三十九條の禁止規定に該當したものでございまいましようか、その点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(井手成三君) この三十九條は實にわかりにくいという御質問を他の機会に伺つたのでありますが、実は三十九條で規定したいという事項は非常に沢山の事項を持つておるものであります。これをわかり易く分けて書きますと、約五ヶ條ぐらゐに分ければ一番簡單にわかるのであります。が如何にもこの國家公務員法は処罰法みたいな感じがしますので、私共はできるだけこれをつづめて見ようと思つて苦勞した結果が三十九條一條になりました。却て非常にわかりにくい條文になつて、今日では恐縮いたしておる次第であります。先ずこの條文でございまして、この一号、二号、三号あたりから退職といふ言葉は自動詞と他動詞と両方含んでおるわけでありまして、自分が退くから金を呉れといふやうな場合もいけなから金を寄越せ、それから男を退かせるから金を寄越せ、これもいけなから金を寄越せ。休職又は任用の不承諾、いずれもあの男に不承諾させる。自分が任用されることを承諾しない。自動詞、他動詞を含んでおるやうなものを一に書いておるわけでありまして、それから三十九條の構成としましては、無論一つの目的を持つております。この目的を実現するためにといふのが一つあるわけでありまして、あとは行為が書いてあるわけでありまして、普通の法律であります。と、一つの犯罪を書きまして、その末遂はこれを全部罰すといふやうな規定で書いてありますが、これを全部未遂罪といふ形でなくして、本來の罪といふ立法方策をとつたので、約束したとか、いろいろなことを入れます。先ずこれだけの前提を承知して頂きますと、あとはどういふことになつておるかというところ、金銭その他の利益を受受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束し、といふので、一つの理由文でございまして、それから「脅迫、強制その他これに類する方法を用い、」といふのが一つでございまして、それから「直接たると間接たるとを問はず、公の地位を利用し、その利用を提供し、要求し、若しくは約束し、」といふのが一つであります。今ちよつと早口に説

な試験をやるといことになるから、

で、別に他意あつた次第ではござい

禁止規定の所でござい。非常に廣

得るだけこれをつずめて見ようと思つ

一つであります。今ちよつと早口に説

みましたが、「直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、」とボツとなつておりました、「その利用を提

供し、要求し、若しくは約束し、」とありまして、二つのものような恰好で

ありますが、「公の地位を利用し、」というの、例えば私が法制局長の次長と

しまして、俺の知つておる彼を採用して呉れるならば、お前の出す法案を通

してやるぞというようなことを言う

と、公の地位の利用になるわけだと思

います、商工省の局長が、若しあの男

を、今度お前の弟の所屬を止めて、俺の

知つておる者を入れるポストを與えて呉

れるならば、一つその方は許可してや

るといふようなことをやると、公の地

位を利用してやる。その地位を利用し

てしまわないでも、俺は利用すること

を約束しよう。やつてやろう。或いは

利用して呉れと要求する。或いはなん

と言いますか、この公の地位の利用と

いうものも、その利用というものは、公

の地位の利用ということになる。職員

組合が職員組合として活動することが

公の地位で、その役所における係長と

度で散会いたします。明日は午前十時
から本会議と並行して開きたいと思
いますから、一つ暫つて御出席を願
いと存じます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十分散会
出席者は左の通り。
決算委員
委員長 下條 康麿君
理事 山下 義信君
委員 岩崎正三郎君
吉川末次郎君
北村 一男君
竹中 七郎君
平野善治郎君
深川タマエ君
小川 友三君
小野 哲君
鈴木 憲一君
伊達源一郎君
帆足 計君
山崎 恒君
千田 正君
理事 堀 末治君
委員 小川 久義君
栗山 良夫君
木下 盛雄君
植竹 春彦君
紅露 みつ君
奥 むめお君
竹下 豊次君
中野 重治君
岩間 正男君
國務大臣 齋藤 隆夫君
政府委員(法制局長官) 佐藤 達夫君
(法制局次官) 井手 成三君
総理事務官

(行政調査部公務員部長)

浅井 清君

昭和二十二年十二月二十八日印刷

昭和二十二年十二月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局